

令和元年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会議事録

- 1 開催日時 令和元年9月11日(水) 10時00分～12時00分
- 2 開催場所 三重県勤労者福祉会館 職員研修センター第2教室
- 3 出席者
(委員) 伊藤委員、岡島委員、久保委員、島田委員、清水委員、辻委員、
中山委員、西尾委員、藤原委員、宮村委員

(事務局) 廣田教育長以下他8名
- 4 会議の公開・非公開 公開で実施

5 議事録 (事務局)

本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日ご出席が、委員14名中10名ということでございまして、資料4にございます三重県いじめ問題対策連絡協議会条例第6条により、会議が成立することをご報告いたします。

それでは只今より、令和元年度第1回三重県いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。私、本日の進行を務めます、三重県教育委員会事務局生徒指導課長の梅原でございます。よろしく願いいたします。それではお手元の事項書にしたがいまして、進めてまいります。まず、開会にあたりまして三重県教育委員会教育長廣田恵子のご挨拶申し上げます。

(廣田教育長)

こんにちは。本日は、お忙しい中、また暑い中、ご出席をいただき、本当にありがとうございます。それから、日頃からそれぞれのお立場で児童生徒の健全育成のためにご尽力いただいておりますことに深くお礼を申し上げます。この協議会におきましては、平成25年のいじめ防止対策推進法の施行を受けて設置をされたものでございます。目的は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るということで、現状分析を踏まえたいじめの防止に関する情報の交換及び研究ということで、目的としてございます。平成30年4月には、皆さんご存じのように、三重県いじめ防止条例を施行いたしました。その条例の施行も受けて、平成31年3月には、三重県いじめ防止基本方針の改定を行ったところでございます。皆様におかれましては、そのことについてご議論いただき、本当

にありがとうございました。いじめ防止対策推進法が施行されて6年が経ちました。それでも、三重県の状況も見させてもらいましたけども、重篤ないじめに至るケースというのが少なくない状況であるということは認識しております。どこの学校でも、どの子どもにもいじめは起こってしまうということを、改めて認識をしているところでございます。国においては、いじめの正確な認知、重大事態における対応等、いじめ防止対策の推進に係る課題が指摘されております。これらの課題につきましては、本県においても共通の課題であると思っております。いじめの定義に従って、正確に認知をすることの重要性、それからいじめ事案に対して、国や県の基本方針に基づいて適切に対応すること、このようなことについて、校長会や研修会を通じて、ことあるごとに周知を図っているところでございます。もう一つ、いじめの未然防止ということで、条例の趣旨を踏まえまして、いじめ防止フォーラムの開催とか、いじめ防止応援サポーターの主体的な活動といったことについて取組を進めているところでございます。本日の議論については、いじめの防止対策の一層の推進のために、これまでの取組に対して、さらにどんな取組が必要なのか、あるいは各機関・団体の機能的な連携の在り方はどのようにしていけばよりよくなるのか、ということをご議論いただければと思います。引き続き、皆様方と連携を取りながら、社会総がかりでいじめの問題の克服を目指したいというふうに考えております。限られた時間ではございますけども、忌憚のないご意見を頂戴し、少しでもいじめ防止対策への施策・推進に繋げていきたと思っております。どうかよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、まず事項書、資料1「三重県いじめ問題対策連絡協議会委員及び座席表」、資料2「いじめの防止について」、資料2の補足として、別紙1「三重県いじめ防止応援サポーターの取組」、別紙2「いじめ防止強化月間の学校における主な取組」がございませう。資料3「いじめの防止等に向けた各機関・団体の取組について」、資料4「三重県いじめ問題対策連絡協議会条例」、別紙「討議の柱」、別紙「三重県いじめ防止サミットへの出席及び旅費事務に係る確認」、参考資料1「三重県いじめ防止条例」・参考資料2「三重県いじめ防止基本方針」がございませう。もし不足等がありましたらお申し出ください。

また、本日の協議会でございませうが公開で行いませう。記録のため、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

続きまして、委員の紹介に移りたいと思ひませう。資料1に委員名簿、裏面に座席表がございませう。名簿の順に、所属とお名前を自己紹介という形でお願ひしたいと思ひませう。伊藤委員から順番にとひいうことで、よろしくお願ひしませう。

ありがとうございました。

なお、本日公務の関係で、谷口委員、中谷委員、長谷川委員、山北委員の4名におかれましては、欠席となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは引き続き本協議会の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思えます。資料4の三重県いじめ問題対策連絡協議会条例第4条にありますように、委員の任期は1年でございます。会長及び副会長につきましては、同条例第5条に基づきまして、毎年度、委員の皆様の互選により選任いただくこととなっております。いかがさせていただきますでしょうか。ご意見ございませんようでしたら、事務局から原案を準備しておりますので、ご提案させていただきますようによろしいでしょうか。それでは、会長には藤原正範委員、副会長には伊藤仁委員をお願いしたいと思えますが、いかがでございますでしょうか。ご異議ございませんようですので、お二人には会長及び副会長にお就きいただくということで、どうぞよろしく願いをいたします。それではここで会長には前方にお席を移していただきまして、お願いいたします。会長から一言、では、ご挨拶お願いします。

(藤原会長)

会長に選任されました藤原です。一昨年、いじめ防止条例が三重県でできまして、それに基づいて、昨年度末、基本方針を大幅に改定いたしました。そういった新しい方針の下で開かれる今日の会ということで、大変意義のある会だと思えます。条例・方針の求めているものというのは、いじめの問題は学校だけではなく、県民総がかりで解決をしていくことだと思えます。そういった方向性でもって、皆さん活発なご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは以降の議事につきましては、藤原会長に議長をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

(藤原会長)

それでは早速ですが、事項書に基づいて協議を進めてまいりたいと思えます。まず1番目です。いじめの防止について、これは、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2及び別紙1、別紙2の説明。

(藤原会長)

ありがとうございました。県の取組について詳細な説明がありました。それからいじめの状況についての統計の説明もあったわけです。最後は、昨年度から新しく取り組んでいますLINE相談というものの説明もあったわけです。それでは、委員の皆さんからのご質問やご意見をいただきたいと思います。それぞれの委員さんの所属されている団体とか機関の取組については、申し訳ないですけども協議2の方でそれぞれ資料の提出もありますので、資料に基づいてやっていただくことにしたいと思います。従いまして、協議1につきましては、討議の柱の「本県のいじめ防止の取組をさらに進めて行くためにはどんなことが必要なのか」に沿ったご意見をお願いしたいというように思っています。条例とか方針に基づいて、県教育委員会で考えられることはかなりいろんなことがされているわけですけども、さらにですね、どんなことが考えられるかというような視点でご意見をいただければと思います。なかなか難しい皆さんへのご要望ということになりますけども、どうぞよろしくお願いしたいと思います。副会長の伊藤委員さんどうでしょうか。

(伊藤委員)

三重弁護士会の伊藤です。ただいまの報告を受けまして、私も疑問に思ったことを、お話させていただきたいと思います。まずひとつ気になったのが、ご説明いただいたように、三重県での認知件数が全国と比べて低めであるということです。これは、件数が多いことを前向きに捉えるとすると、県が一つの課題であるという認識を持っているというのは非常に重要な視点だと思っております。報告書の2ページ目の「いじめ防止対策の推進に係る課題」の2番の「重大事態に係る調査報告書で判明した課題」という部分のところで、現場の先生が、問題ないという認識で認知しなかったという先生個人の問題の指摘があります。また、学校内での情報共有、つまり先生個人というのではなく学校全体の組織としての問題もあるという認識をされておられていると思います。やはり、現場が一番大事だと私も思っておりますので、この両面からの今後の取組に期待したいと思っております。それから、3番目の「本県での取組」について、「認知件数の0件の学校に対しては、保護者に公表しております」とのことですが、確かにこのような形で保護者の方からもチェックを入れてもらうという取組みも非常にいいと思います。ところでこの点について、例えば、認知件数が、1件、2件、3件と少ない場合には特に公表をしていないのか疑問に思いました。全体的な県の傾向を見てちょっと少ない件数の学校に対し、どのような対応をとられるのか、今後どのような対応をされるのか、もし何か方向性が決まっておれば教えていただければと思います。以上です。

(藤原会長)

三重県が、全国のトレンドから外れているということは大変気になりますので、どうでしょうか、高校の先生もいらっしゃるし、中学校の先生もいらっしゃるので、現場の認識はどうなのかちょっと教えていただければと思いますが、辻委員さん、いかがでしょうか。認知の部分についてどのように学校で認識されているのかということをお願いします。

(辻委員)

本校においてですが、認知については、アンケートですとか、先生たちがしっかり目を光らせているとかやっているのですが、認知の難しいところで思うのは、最近、SNSの中で、生徒同士が本当は仲が良いのだけでも、厳しい言葉を掛け合うということがあります。それが一方的だといじめになってしまうわけですが、あれこんな子がという子が、生徒同士でトラブル、ケンカになってしまい、認知とするのか、非認知とするのが難しいというそんな状況にあります。

(藤原会長)

SNS上の認知は非常に難しいなど、見つかりにくいということですね。宮村委員さん、中学校の現状をお願いします。

(宮村委員)

中学校も同じで、SNSでのトラブルからいじめに発展していっているケース、いじめというかケンカでもありますが、その辺が認知しにくいことが確かにあります。1年生で、入学してきてからかなり頻繁にトラブルがあった学年で、こちらからも指導もしますし、起こした子どもに指導もしますし、子ども達にも訴えかけるような指導もしますし、その次の年にはあまりなかったということがあったのですが、年度の終わりになり、ポツポツ出てきましたけども、実際になくなっていったのか、それとも指導を受けて見えなくなってしまったのか、心配なことがありました。それから、教職員の方は、いじめを認知することにつきましては、該当の生徒が苦痛を感じたらいじめと広く認識しているところでもあるんです。いじめアンケートを毎学期やりまして、その結果、どういうケースでいじめをして、いじめとして認知するかどうかですが、部会でも検討するんですが、部会の中でも生徒指導の中でも、研修を受けているので、本人が苦痛を感じたらこれがいじめであるという認識なんですけども、メンバーの中には、すぐに解決したからいじめとして捉えなくていいのではないかと、という意見が出たこともありました。研修というものが必要かなと思いました。

(会長)

どうぞ。

(辻委員)

自分のところで回ってきたら言おうと思っていたのですが、先生方の認知について、今の資料の2ページのところにですね、重大事態に関する調査により判明した課題というのがありますね、その3つ目のところに、担任が生徒から相談があったにも関わらず、いじめの問題として学校内で情報の共有をしなかったという記述があります。これは非常に悪い問題だと思うのですが、学校としてこういうことが起こらないように、例えば、認知をした先生、例えば担任の先生、教科の先生だけが非常に重い思いをしなくていいような体制作りをしていくことが大事なのかなど。気になることも気軽に報告できるように、そういうことが起こったら、もしくは起こりそうならば、学校全体で、会議の中で、校長、教頭、管理職も生徒指導も一緒になって方向性を決める。一人の先生だけが家庭訪問したり、生徒からの聴き取りをしたりですね、これならば、報告しなければ良かったということにならないように、学校がしていくことが大事なことかなと思っています。

(会長)

学校の先生方の集団雰囲気大きいですね。私立学校の方はいかがでしょうか。

(岡島委員)

青山高校ですけども。やはりですね、生徒の様子を見るということは、私どもの学校は全寮制ということでやっておりますので、これは必須のことで、生活の様子がおかしいということ、これはいかに早くつかんで、それを解消するということが教育を進めていく上での根本にありますので、今話があった担任が相談を受けてうんぬんというのは、まず共有をするようなシステムになっております。生徒にすると相談しやすい先生もいれば、そうでない先生もあつたりというんな状況があるので、どこで相談があってもできるようなシステムをとということで作っています。そしてまた、逆に様子がおかしいというようなときには、必ず声かけをしていって話しを聴くというような、聞き役になり、誰が聞きやすいか把握はしていますので、そういう先生が聴いていこうというようなことをしています。いじめがあるという前に、なんとかその状況を解消したいということで実はいろいろ動いているという現状です。

(藤原会長)

認知件数の問題が非常に重要だと思います。伊藤委員さんからいろいろ質問もありましたので、教育委員会の方からお答えいただきたいですけども。合わせて、私の方から、三重県の中でも市町の教育委員会に濃淡があるのか、なぜ低いのか、その辺も伺いたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

認知件数が0のところには確認を教育委員会からしています。1件、2件と少ない学校に対しては、そこまでの確認はしていませんけども、教育委員会としましては、県内すべての学校から上がってきますので、認知件数の把握はできます。まずは、0件の学校があれば、直接学校に尋ねるパターンがあります。県立は直接聞くし、市町は教育委員会をとおして学校に確認してもらって、本当に0なのかどうかを確認しております。少ないところの学校があるということは、こちらの方から実態等はわからないので、そこまでは確認していないところの方が正直なところではあります。そこは課題かなというようには思っております。それから、市町によって濃淡があるというのは、それはあります。正直なところあります。規模の大きい自治体や、小さい自治体もありますので、一律にということとはできないのですが、やはり我々としては正確に定義に基づいて認知をしてくださいと、この認知については学校の教員の個人的な判断でなくて、学校のいじめ防止対策というのが、多分どの学校でもありますので、その組織で、こういうことがあった、このことについてはいじめかどうか、ということについては組織で判断しなさいということをお願いしています。そういう意味におきまして、学校の組織体制というものをしっかりしていただいて、学校でいじめかどうか認知して、認知したら即時に対応していただく、ということを通じてお願いをしているところではあります。まだまだ認知のことについては、本当に大きな課題であると思っております。実は29年度は28年度より三重県ではいじめの認知件数が下がったというところで、かなり検討し、結果がすぐわかった後に、そういうことを周知することを通じて、30年度の数値は今の段階では数値は申し上げられませんが、かなり29年度の件数より増加しているという状況が見られます。かなり増加している状況です。

(島田委員)

数値については、警察でも調査方法により認知件数は変わってくると思うのですが、いじめられた本人にとっては、100か0しかないと思います。こうした点で、先程のフォーラムに出席された生徒の話の中で、大人の言動がというような表現がありました。私も今61歳で、私達が子どもだった頃は、例えば、学校で問題が起きれば「先生に言うぞ」と言えば、最後には相手に対する脅し文

句でおさまったり、地域で何かあったら、「おばちゃんに言うたるぞ」等もあったわけですが、こうした社会環境も変化してきており、要は、信頼される大人が非常に少なくなったのではないかと。学校の先生は、普段本当に子どもに教えること、家庭でできない部分を教えてもらうものだが、ある程度家庭の方で躰などもしていたわけですが、今では、学校にいろいろなことをやっていただいた上、子どもを育てることまで要求がきておりますので、その中でいじめの問題をはじめ、会長がおっしゃったように、学校も含め地域全体で、対応していかなければならないと感じております。ちなみに認知に関しては、上下はしておりますが、2、3日前の新聞で見ましたが、1年間と違って、今までにとという形の調査をしたところ、「いじめられたことがある」が9割、「いじめたことがある」も9割という、ほとんどの子どもがこうした経験をしているという結果の中で、本当に学校の先生に相談をするような事案が重篤になっていくことが考えられますので、学校の先生、関係行政機関では様々な相談が寄せられると思うので、そのことについては危機感をもってやっていく、それにつきるのではないかと私自身は感じています。

(藤原会長)

他にいかがでしょうか。

(伊藤委員)

もうひとつお聞きするのを忘れていたのですが、他の委員の先生方からSNS上のいじめの把握の仕方が難しいということでご指摘があったと思うのですが、ネットパトロールや、みえネットスキルアップサポートとか、SNS上の対応について昨年度報告があったと思いますが、今年度も予定しているのか、そのあたりを教えてください。専門性が高いことでもありますので、先生の負担も減らすということにもつながる取組みだと思えます。いかがでしょうか。

(藤原会長)

協議の中での意見でもSNSは出ましたので、ぜひ報告をお願いしたいと思います。

(事務局)

まず、ネットパトロールについては、継続して今年度も進めています。年に3回ほど期間を決めて集中的にネットパトロールをします。日常的にいろいろ見させていただいて、危険度の高いものについては委託業者の方から上がってきたものを各学校の方に連絡をさせてもらって対応してもらい、というふうに取り組んでいます。あと、スキルアップの関係の方ですけれども、昨年度はそういう取組

があった訳ですが、ちょっとスタイル変えてホームページ上に昨年度やっていたような質問用紙を上げて、どの学校でもそれを取り組めるような形でスタイル変更して取り組んでいる状況です。

(藤原会長)

それでは協議題1はこれでよろしいでしょうか。

続きまして、協議題2に入りたいと思います。いじめ防止等に向けた各機関・団体の取組について。これはまず、各委員さんの方からですね、資料のご提出もありますので、所属機関・団体がどんな取組をされているのかご報告をいただきたいと思います。資料の出ている順番からいきましょうか。三重弁護士会からよろしく願いいたします。

(伊藤委員)

三重弁護士会の伊藤です。三重弁護士会で取り組んでいる内容は、別紙3の記載のとおりになりますが、一つは、先ほどご報告いただいたように、弁護士によるいじめ予防授業を行っております。小学校5、6年生を対象としておりますが、中学校でも行っております。本年度は、現在のところ、27校の学校から申し込みをいただいております。約1700人を対象に授業をさせていただくことになると思います。なお、昨年度の平成30年度の実績ですが、29校で実施して、延べおよそ2100人の児童生徒を対象にいじめ予防授業を実施させていただきました。外部の、弁護士という人間が来て、子どもの前で授業をするという形になっておりますので、児童生徒にとっても印象的な授業になると思われまます。昨年度までは、1時間、授業1コマ分だけだったのですが、本年度は、できれば2コマ使って、生徒同士の議論も踏まえた内容に拡充していこうと考えております。2つ目は、先ほどご報告いただいたスクールロイヤー制度の活用によって、いじめ防止に向けた授業をしているということになります。3つ目ですが、津市との協定によるスクールサポート制度というものが始まりました。今年の4月に津市と三重弁護士会との間で協定を結び、津市の学校の方へ、学校の法的な課題の解決のために弁護士を派遣するという制度を実施しております。もちろん、この中にいじめの問題も入ってくるということになります。現在、研修会など、校長先生を対象に研修会をしたり、学校の法的問題について相談のために弁護士を派遣したりしております。まず動き始めたばかりですので、今後大きく育てていこうと考えております。以上です。

(藤原会長)

続きまして、私学協会の方から。

(岡島委員)

青山高校の取組ということで紹介させていただきます。全体的に、啓発をする、それから、いじめがあった場合にそれをいかに早く見つけるかということ、それと教員の研修という3つの観点で取り組んでいます。啓発について、先ほどからおっしゃられている、SNSこれが一番問題が起こったときにやっかいで、いざ解決をしていくとかですね、難しい、一番難しい問題になってきてしまうので、まず、それが無いように課外教室を4月からやっていきます。それから、随時なんですけども、全校集会で、生徒指導もしくは教頭の方から学期に1回ないし2回、そういうふうな講話、話をして、それから、いじめ事例別ワークシートを用いたホームルームを11月の強化月間の中で取り入れてやってみようというようなことで計画をしています。それから、早期発見というのは、いじめがないということではなくて、あるという前提でやっていく必要があるので、一番は、業者がネットパトロールをやっていて、いじめの匿名での通報システムというのがあって、それを導入しています。年に2、3件ですかね、そういうようなのがあります。導入段階で、いたずらとかそういうようなのを心配していたんですけども、話を伺うと、業者の方から、そういうのはあんまりないですねという話があって、実際にはほぼなくて運用はできている。まあ、早期発見というのはあるんですけども、これはかなり抑止になっているんじゃないのかなというの実は印象を持っています。印象だけなんですけどもそういうようなことです。それから、SNSのネットパトロールと、いつもやっている学期ごとの生活アンケートでの確認。それと、生徒の様子、活動しているのがホームルームだけではなくて、授業での活動であったり、部活動であったりするもので、そういうところで様子がおかしい生徒を拾い出すということで、日誌などでの報告を求めています。毎日ですね。その他に、毎朝朝礼の後の学年団の打ち合わせの中での情報交換、そういうようなことをやりながら、いじめなどを含めてですけども、状況に変化があった生徒を拾い出して対処していくという形をとっています。やはり、教員研修、研修をしていかないといろいろな考え方がまちまちなので、それを統一していく、なかなか統一していくことは難しいので、これはもう継続していくしかないかなと思っているんですけども。そういうようなこと、まあ特に、今年度については、防止条例のこととかですね、また、変わったこと、そういうようなことをやっていきました。それから、11月の強化月間では、そこに書いたようなこと、特にやってみたいというように予定をさせていただいております。以上です。

(藤原会長)

では、臨床心理士会の方からどうぞ。

(久保委員)

三重県臨床心理会の久保でございます。取組については、昨年度より取組をさせていただいておりますが、その継続ということになっております。心理士会では、隔月、2ヵ月に1回、定例の研修会を行っておりますが、その折にですね、三重県いじめ防止応援サポーターのポスターを掲示して、みなさんに周知していただいているということです。会場が、教育文化会館とかいろんな所でやりますので、掲示することによって、いろいろ他の方の目に触れていただけるんじゃないかというような思いがあります。それを今後も続けていきたいということです。それからですね、心理士会の方では、各機関等へ心理士会としてメールを配信しておりますが、そのときにですね、サポーターなどの取組、三重県臨床心理士会はそういったいじめ防止に対するサポーターをするという、登録をしているということをおわかっていただけるように実施しております。それから、福祉部会、教育領域部会とか部会がいろいろございまして、教育領域部会、だいたいスクールカウンセラーの方が多いんですが、その部会に参加していただいている方にですね、いじめ防止に関する情報をメールで提供しております。それから部会内で、ワーキンググループを作りまして、いじめ防止チームを立ち上げてですね、研修とか啓発などの検討を実施しております。これは、去年2回やったんですけども、今後も続けてやっていきたいと思っております。それから、心理士及びいじめ防止チーム参加者に対して、それぞれの職場などにポスターを掲示したり、ステッカーを掲示したり、ピンクバッジ着用といった啓発活動を実施しております。いじめ防止強化月間の取組の予定なんですけど、年に1回部外者の方も参加していただく研修会も実施しておりますが、その研修の中で、参加者の方にいじめ防止について啓発していくことを試みております。それから、いじめ防止強化月間を経た12月1日の定例研修会で、講師に弁護士の先生にお越しいただいて、いじめ問題に関する理解を深めるための講義を行っていただくという予定です。以上でございます。

(藤原会長)

では、警察の方よろしくお願いたします。

(島田委員)

警察における取組は、お手元にある資料のとおりです。平成25年の「いじめ防止推進法」ができたときから、警察庁から各警察署に、学校と連携して徹底した対策を行うとして、黒丸の部分で強力に推進をさせていただいております。簡単に説明をさせていただきますと、一つ目の非行防止教室の開催ですが、内容につきましては、特に小学校の高学年から中学校低学年に最もいじめが多いというデータもあることから、まず小さい時から、いいことか悪いことか善悪の判断

をつけていくことが大事ということで、幼稚園、保育所を対象に、「キッズ輝けスクール」と称して、紙芝居でいいこと悪いこと、やってはいけないことを目で見て、感じていただいています。平成30年度は96回5,539名に対して実施しております。また、小学校の低学年に対しては、小学校の先生と制服を着た警察官が、一緒にいじめを含めた道徳的な教室を開くということで、平成30年度は72回2,502人に対して実施しております。

2つ目につきましては、いじめについては早期発見して、早いうちに処理をしていくとことが一番ですので、少年相談、街頭補導、あと学校との情報共有によって確実に実施をしております。3つ目、4つ目につきましては、事案が発生したのちという形になりますが、学校からすると、警察に言うのと逮捕されてしまう、事件にされてしまうというように思われることがあるようですが、警察では、重大な事案については当然逮捕も含めた検挙という形になります。その一方で、継続して被害者の方を支援したり、またいじめた方の指導をしたりというような形で、支援も行っておりますので、ご理解の方をよろしく願います。また、啓発の部分については、昨年同様進めたいと考えております。以上です。

(藤原会長)

では、児童相談所お願いいたします。

(清水委員)

少なくとも申し訳ないんですけども。まず、4月、11月のいじめ防止強化月間的时候には、朝の会などで職員にしっかり周知をしていくということで取り組んでおります。ただ、11月は、オレンジリボン運動といいまして、児童虐待防止の方がありますので、うちはそっちの方を進めなければならないということで、そこら辺はお許しをいただきたいかなというところです。ただ、ピンクの小物とかピンクシャツ運動ということで、去年センターの方からピンクの紐が配付されまして、それを巻きつけてピンクシャツ運動の取組とか、あと、ミサンガとかそんなふうに巻きつけていたりしておりました。それから、ポスターとかステッカーが配布されて、施設や児童相談センター所内への配布などをさせていただいたりしておりました。あと、今ちょっと思ったんですが、最近子ども同士で相談し合ってますね、「あれっ、それって虐待じゃないの。児童相談所に電話した方がいいんじゃない」ということで電話したっていうのが、そんなに数はないんですけどありました。ですので、オレンジリボンの方は当然うちがやらなければならないんですけども、ピンクシャツ運動の中でですね、また児童虐待の方もですね、含めて、子どもさんに周知していくというあたりが、今までも足らなかったというか。大きな子どもさんなどはよくわかっていて、家出して、家に帰りたくない、叩かれる、もう帰りたくないと言うような子どもさんもいるんですが、

そういうことで、小さい子どもさんというか、今、体罰も言われて、懲戒権も国の方で検討されていますけども、そういう子どもさんに対しての周知というのは、不足しとるなど今思いました。

(藤原会長)

それでは、高校の方からお願いいたします。

(辻委員)

資料3に書かせていただいたのは、県立校長会というより、本校の取組についてということでご理解いただきたいと思えます。本校では、毎月、全校集会が何らかの形であります。頭髪服装検査という形もありますし、部活動の壮行会という形もあります。その中で、生徒指導部や人権担当の方から講話をする時間があります。先に言われたように、SNSのこともありますし、また、ちょっとした不適切な言葉の使い方が誤解につながっていくとか、それから、違いを認め合っていくこととか、そんな話などを生徒指導部や人権担当が行っています。ここには書かなかったんですけども、直接いじめ防止ということではないんですが、本校ではかつてより、これまで引き継がれてきた、挨拶と服装とコミュニケーション、この3つを大事にしています。挨拶っていうのは、コミュニケーションのスタートでもあるんですけども、うちは挨拶運動というものはなくて、年間を通じて、生徒、職員、みんな挨拶運動をするということで、来ていただいたら分かるんですけども、みんな挨拶をします。それが大切で、コミュニケーションのスタートとして大事なんじゃないかなと思っています。また、規律ある服装をしましょうということで、服装検査もあるんですけども、なぜ大事かという、やっぱり制服っていうのは、着こなしが悪いと相手に対する印象が悪いですね。気の小さい生徒がいると、「あいつ怖いな」とそんなイメージになります。直接ではないけども、いじめを防止するっていうか、気の小さい生徒も多いので、制服であるからこそ、着こなしが悪いというか着崩すと威圧感というか、怖い印象があって、そんなことをしてはいけないということを伝えなければならないし、またそういう印象を持たれないようにしなければいけないと話したりします。また、コミュニケーションについては、SNSにも関りがあるんですけども、LINEなどで非常に短い言葉でやり取りをしますよね。でもそれで、どうしてケンカになったり、誹謗中傷になったりするかという、普通、コミュニケーションが成り立つっていうのは、相手の顔の表情とか声の調子が見えるから、短い文章の中でも成立するわけです。それが、LINEばかりになってしまうと、相手の表情が見えないもんだから、短い言葉で、これは相手が怒っているんだろうとか、相手が私のことを悪く言っているんだろうとか、妙に誤解を生んだりすることがあります。なので、日ごろからコミュニケーション力を高めるって

うことで、集団活動って書いたんですけど、各クラスにおいて、「代表生徒がクラスへの啓発」と、少しわかりにくく書いてしまったんですけど、要するに、どの生徒もクラス全員の前で何かの話ができるっていう活動をしています。そんな中で、文字だけでなく、言葉、表情というのがどの生徒も使用できるように、いじめ防止だけの活動ではないんですけども、挨拶と服装、そしてコミュニケーション。それと今年からもう一つ加えたのが、学校をきれいにしように取り組んでいます。学校のトイレとかの施設、学校は古いんですけども、そのへんでゴミが落ちていたりすると、心がすさんでしまうだろうということで、そのようなことに取り組むことにしました。いじめは悪いっていうのは、生徒も言わんでもわかるというか、それだけでは通じないと思いますので、日ごろから、優しさとか、その観点で自分の行動を振り返ろうということ、私も先日の始業式では話をしました。保護者にも伝わるようにということで、この前の保護者会でも話をしましたし、今回のことは載せてませんが、一学期末までの私の話についてはホームページにも載せて保護者にもわかるようにしています。あとは、文化祭の取組とか書いた通りですので省略します。

(藤原会長)

ありがとうございました。それでは、子ども・福祉部、お願いいたします。

(中山委員)

県の子ども・福祉部としましてということで、ここに2つ書かせていただいております。いずれも、11月児童虐待防止啓発月間ですので、その際にあわせていじめの防止について啓発をさせていただいているということと、オレンジリボンの運動をするときに、あわせていじめの防止について職員に周知をしているということ、ピンクシャツ運動にも当然取り組ませていただくということでございますが、実は大事なものが抜けているなど。すみません。本当に申し訳ありませんけども、これは、いじめ防止に向けた取組というのではないと判断して書かなかったのかなと思います。三重県では、三重県子ども条例というものを制定しています。この子ども条例に基づいて、子どもを対象とした相談窓口子どもホットダイヤルというものを設置しております。こちらには、虐待が疑われる場合もありますけども、いじめられている子どもからの相談、あるいは、いじめてしまうとか、周りにそういうことが起こっているんだけどどうしたらいいものかというような相談が寄せられています。その中で、教育委員会にお伝えしなければならぬものについては、教委さんの方にすみやかに共有させていただいているというところで、これは年間を通じての取組ということで、すみません、そうした取組が記載から抜けておりましたので、お伝えいたします。以上です。

(藤原会長)

それでは、人権擁護課、法務局の方、よろしく願いいたします。

(西尾委員)

津法務局人権擁護課の西尾と申します。国の人権擁護機関ということになります。県内では、津法務局が本部局、あと6地域に支局がございまして、7つのところで、本局職員それから人権擁護委員の方々と協力をして、様々な人権相談、啓発活動、調査救済活動というものを行っております。数字的なことを最初申し上げますと、平成30年ということになります、暦年ということですが、当局の方で扱った人権侵犯事件調査救済活動というところの、人権侵犯事件数といたしましては、95件ということになります。相談件数でいくと174件、これは学校におけるいじめの件数ということになります。具体的な取組というところでは、記載させていただきましたところになりますが、人権教室、先ほど説明いただきました別紙1の平成30年度三重県いじめ防止応援サポーター、このところにもありますが、人権擁護委員の方々とあと本局職員が、幼稚園とか、小学校、中学校などに出向いて、いじめをはじめとした人権の課題について、紙芝居とかですね、人形劇とかそのようなものでもって話をしたり、それから、今、スマホ・ケータイ安全教室というものを人権教室の一環として行っておりまして、それは、通信会社と提供させてもらってですね、スマホ、ケータイ関係の取扱いであるとか、その辺のところを一緒にあわせて人権教室としてやっているというところがございます。それから、人権作文コンテスト、これは中学生対象ということになるんですけども、これは全国で行っておりまして、毎年行っているもので、今年であれば、第39回ということで、ちょうど今募集をしているところでございます。今週の金曜日がちょうど募集期限ということで、こういうようなものを募集させていただいております。これは、12月14日に表彰式をさせていただいておりますが、作文を書くということで、人権について考えていただくというところで取り組んでいるものでございます。それから、人権花のコンテスト、こちらの方は、本局、支局の7地域ですね、小学校、中学校、その中からそれぞれ1校、毎年選定していただいて花を育ててもらおうというような活動をしていただいております。それで、命の大切さであるとか、思いやり、優しさなどを育てていただければということで毎年取り組んでいる活動ということになります。それから、スポーツ組織と連携した啓発の実施ということで、これは県のサッカーの伊賀FCくの一というサッカーチームがあるんですけども、そこと連携を、これは毎年やっておりますが、ストップいじめという意味で、年に、今年であれば2回、人権啓発試合と名を打ってさせてもらっています。その試合の合間に、人権教室をさせてもらったりであるとか、ハーフタイムのときに人権メッセージを読んだりとかして啓発を行っているところでございます。そ

れからあとは、啓発ポスターは毎年していて、ビデオ、DVDこのあたりは、法務省の方で、いろいろな人権課題に関して教材等を作成しております。いじめのものについてもございます。いじめであれば、DVDもあります。こういう冊子とかも作成しております。これは人権教室であるとか、そのようなところで配布させてもらったりしているものです。この冊子もそうですが、DVDとかも、法務省のホームページに載っています。そこで、無料でダウンロードすることもできるようになっておりますし、DVDは法務局の方にもございます。無料で貸し出しなどもできますので、そういうところで活用していただければというように思っております。相談の関係でいきますと、相談窓口といたしましては、電話相談、子どもの人権110番をやっております。それから、インターネット、子どもへのインターネット相談窓口を設けております。もちろん、法務局、支局に直接来ていただいて、面談というか、相談ももちろん受け付けております。子どもの人権110番につきましては、強化週間というものを設けておまして、今年であれば、8月の29日から9月4日、ちょっと終わったということにはなってしまうんですけども、強化週間ということで1週間ですね、時間を延長したり、土日にも受け付けるという形で取り組ませていただきました。ここに挙げてはいないんですけども、子どもの人権SOSミニレターという形で、今年であれば5月の中旬から6月の中旬あたりにかけてですね、県内の小学校、中学校、学校の皆様にご協力いただいて、生徒一人ひとりに届くような形で配付していただけるようお願いをいたしまして、夏休み前に届くようお願いをしております。小学生用と中学生用という形で、ミニレターを作成、お配りして、学校の先生とかですね、それから親、ご両親、友だちとかにですね、ちょっと言えないような悩みとかそういうようなところをですね、レターに書いて送っていただければというところで取り組んでいるものでございます。それを年間を通して、法務局として取り組んでいる活動が主なものでございます。

(藤原会長)

ありがとうございました。それでは、最後になりましたけども中学の方よろしくお願いいたします。

(宮村委員)

白鳥中学校の宮村です。ここに書かせていただいたのは、本校で4月と11月のいじめ防止強化月間に特化したものしか書いておりませんが、4月には、本校は毎朝、生徒会、委員会の生徒と教師が正門に立って挨拶運動をしておりますので、4月の挨拶運動のときには生徒会が作った、いじめをなくそうというような内容のプラカードを掲げて、生徒に挨拶といじめ防止について訴えかけるという取組をしました。それから、職員にもピンクシャツ運動の参加を呼び掛けて、

挨拶運動に参加するときにピンクシャツを着て参加するというようなこともやりました。PTA総会では、私の方からピンシャツ運動とか、いじめ防止条例の話などをさせてもらって、学校でできること、それからお家でできること、地域の方に協力していただきたいこと、それぞれの立場でいじめ防止に向かって取り組んでいきたいと思いますということで、協力を呼び掛けさせていただきました。

11月も挨拶運動を引き続きしていきたいと思いますが、今、ちょうど市教委の支援課でいじめ防止ののぼり旗を作成するというので、生徒に標語を募集させてもらっています。多分、素敵なのぼり旗ができあがってくるのではないかと考えていますので、11月にはそののぼり旗を掲げて挨拶運動をしていきたいと思っています。それから、11月はちょうど学校公開週間ということで、授業参観とか、進路説明会とか、それから校区の幼小の先生に来てもらって授業を観てもらいますが、このとき人権の授業をしますのです、そういう公開週間を利用して、来ていただく方に啓発活動をしていきたいと思っています。1年間に特化していないので詳しく書けなかったんですけど、この公開週間の授業は、仲間づくりとか人権に関する授業を公開する予定としています。それから、日常的な取組は書いてないんですけど、毎学期いじめアンケートを実施して、何らかの回答があった生徒については、すべてどういうことだったか聴き取り、事例として挙げていきます。先ほど申し上げたように、部会の方で検討して、いじめであるかどうかとか、その指導方法とかについては、日常的にやっています。それから、アンケート以外に教育相談週間というのも毎学期ありますので、アンケートで出てこなかった部分を、担任が直接面談して、困ったことはないかと聴くのは毎学期やっております。あとは、日常的なことなんですけど、学期に1回ではタイムリーに生徒の気持ちを聴き取ることができない場合もありますので、普段使っています連絡ノートみたいなものを生徒はみんな持っていますので、その中に生徒が何か困ったことなど書いてきたら、その都度話を聴き取って、いじめの未然防止というか、いろんなトラブルの未然防止になるように活動もやっています。以上です。

(藤原会長)

ありがとうございました。全委員さんから、各所属されている団体・機関の取組の内容の報告をされました。それについて、ご質問があればお受けしたいと思いますが、これからはしばらくの時間は、討議の柱の2番、いじめの防止に向けて関係機関・団体がどのように連携できるのかです。今までそれぞれの機関・団体の歴史を踏まえて、取組をされていると思うんですけど。似たような取組もたくさんあると思うんです。これからは、連携とか協同とかどのように作っていくのかということも考えないといけないと思うんですけどね。そういった視点でご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。特に何人かの委員さんか

らありましたSNS上のトラブルっていうのは、学校の枠を超えてくる場合もありますよね。そういったことについて、何かご意見はないでしょうか。県が新しく始められたLINE相談っていうのは、ずいぶん件数もありますし、いじめのこともあったということなんですけども。私は実はこの会の打ち合わせで、LINE相談というのはどんな仕組みになっているのかということをお県の方から説明を受けて、それなりに理解はできたんですけども、皆さんいかがでしょうか。LINE相談ってどんな仕組みになっているのかおわかりでしょうか。少し説明していただいた方が、これからの議論にいいかもしれないですね。ひとつよろしくお願ひいたします。

(事務局)

LINE相談ですけども、対応者というのはですね、東京の会社にいるんですね。経費は、三重県がその会社に委託しているというわけになるんですけども、そこにいてくれる相談の方というのは、例えば、臨床心理士の資格を持っている方であるとか、有資格の方が相談に乗ってくれるということです。LINE相談ですので、子ども達が規定のアドレスにアクセスをするわけです。そこに入って行って登録をして、自分が相談したいときに、限られた時間ですけども、平日の5時から9時の中で、相談したいときにLINEで相談すると。文字でやりとりをするわけですね、LINEですので。文字を打ち込んで、この時間内に送ると東京の方でそれを確認して、子ども達に対して相談のやり取りが始まるという流れになります。それで、臨床心理士さんなどが読んでいただきますので、何か直接的な、どうしたん？どうしたん？というようなやり取りではなくて、傾聴するような形で、文字でのやり取りがしばらく続く中で相談できるという仕組みになっております。そういうやり取りを一定10分から15分続けていくうちに、子ども達としては、相談するだけでほっとできるというか、安心したというようにして相談を終えていくという場合もあるし、長い場合だと1時間ぐらいそういう相談する場合があります。突然相談が切れて、子どもの事情によって違うことを子どもがしだしたら相談が途中で切れてしまうということですが、相談者の方としては、それはもう待ちの姿勢で、また相談があったら言葉を返すというようなことです。子ども達の状況に応じて相談ができればと。限られた時間ではあるけども、そういうような仕組みになっています。

(藤原会長)

LINEの登録ができるということは、県下のすべての児童生徒に学年初めに言うということですよ。LINEで相談したい人は、何でも相談できるので、こういったところに相談したらいいよというようなことを言うわけですよ。

(事務局)

その辺はですね、学年の始まりのときに、名刺サイズのLINE相談のカードを配って、そこにQRコードが載っていて、そこからアクセスして登録できるということです。子ども達も、年度初めに相談したいという子もいれば、年度途中に相談をしたいという子もでてくることもありますので、必要に応じて、年度内に案内のカードを配付して、子ども達がいつでも相談できるというようなことは県としてもやっているということです。

(藤原会長)

LINEの委託の会社と子ども達のやり取りというのは、教育委員会は情報を提供してもらえるとということです。

(事務局)

はい。教育委員会の方で、どういうやりとりがあったのかというのは確認できるようになっている仕組みになっております。

(藤原会長)

深刻なケースについても対応はできるというシステムになっているということでしょうか。

(事務局)

そうですね。LINE相談というのは、匿名で相談があります。本人が特定できたら、緊急の相談について対応するという事例は、昨年度については何件かあったと。LINE相談というのは、いじめに限った相談ということではありませんので、いろんな相談が入ってきます。そういういろんな相談の中で、緊急性があるものについて昨年度の中には対応したものがありませんでしたということです。その相談のやり取りの中で、この子が誰だということが特定できたときに、警察の方にもお世話になったりして、その子の支援というか、身柄確保といったそういうところも昨年度あったということです。

(藤原会長)

いろんな機関で、電話相談という体制は整えられていると思うんです。最近、私の大学の学生を見ていると、生徒たちのコミュニケーションの主たるツールというのが、電話でやり取りをするということではなくなっていると感じるんですよね。電話で、言葉でやり取りすることを学生が苦手になってきていると思うんですよね。LINEで、短い言葉でのやり取りでコミュニケーションを図ることが主なツールになってきていると思うので。これから子ども相談の

ひとつの大きな方向として、LINEを考えないといけないんだろうなど。これから広がっていくのではないかということ。結構深刻な相談のケースがあっても対応ができたという教育委員会の報告がありましたけど、これは大変大きなことだなと私は思っております。こういうことについてご意見はありますか。はい、どうぞ。

(辻委員)

いろんな窓口を設けてもらうということは、すごく大事なことだと思いますね。先ほど、電話相談とありましたが、子ども達は電話かけられないです。顔が見える、顔を知っている、もしくはどんな性格か相手を知っている場合であれば、多分電話相談はできるでしょうけど。相手がカウンセリングできる人だということであっても、どんな人なのかなと、非常に大きな不安があったりします。それから、学校内では、スクールカウンセラーの方にも定期的にといいか、日を決めて来ていただいている、そこは結構繁盛しているといったらおかしいかもれしれませんけども、人間関係をつくりにくい子たちでも、いじめだけではないですけども、相談に来ていたというのは、相手の顔が見えるという、ある程度の安心感があったることだと思います。一方で、そこまでなかなかできない子にとっては、LINE相談というのは短い文章で、やめたくなったらやめられるっていうのもあるんでしょうけど、非常にそういう面では、4月に案内して、どれくらい利用しているのかわからないですけども、短い文章で時間はかかりますが、もしLINEで相談ができていたとしたら、ひとつの窓口として大丈夫だと思います。今の生徒には合っていると思います。

(藤原会長)

他の委員の皆様いかがでしょうか。

(久保委員)

連携についてなんですけども、すべてのスクールカウンセラーがそう思っているのか、私は疑問なんですけども、いじめなどは担任の先生が対応されることが多いと思います。そこで、スクールカウンセラーとしては限られた時間の中でどこまで対応させていただけるかわかりませんが、一緒にいじめの問題の解決について参加できたらな、という意見がございました。子どもの発達段階とか、その背景とか、いろいろとある意味で専門的な知識で一緒に考えることができるので、そういった機会を持ってほしいなという意見が出ておりましたので、お伝えしたいなと思いました。

(藤原会長)

ありがとうございます。他の委員さんいかがでしょうか。子ども・福祉部の方は、オレンジリボンの取組をするということで、それが、いじめの防止月間と同じ時期だということで報告がありましたけども。子どもと人権という意味では、同じような問題と考えられますよね。もう少し、子ども・福祉部と教育委員会とが共同して、同じ基盤での取組のようなことをしっかりと県民に訴えていくというような、方向性というようなことは考えられないでしょうかね。中山委員さんどうでしょうか。

(中山委員)

そうですね。11月の月間がございまして、先にいじめに先行してこちらの月間が平成16年の条例で決まってからの取組になっておりますので。同月にいじめの問題もと。それは、もともと子どもの権利に関する非常に大きな侵害なので、一緒にすることについては意味があるよねと話はあるつつも、一緒に啓発しますよというだけで、なかなか十分に共同してという取組にはなっていないかと思えます。ちょっと皆さんのお話と違ってしまいかかわからないんですけども、子ども・福祉部としてはということで話していいと思うんですが、いじめる側、それは学校現場だけではないんですけども、いじめる側の心の問題ですとか、それから背景ですとか、そういったところをどのように捉えていくのか、それが非常に気になってございまして、そういったところをどうやって捉えていくのか、そこにどうアプローチしていくのかというところでは、本当に社会全体が子どもの育ちを支えていくという意味で、それは本当に学校の問題とか、教育委員会の問題ということではなくて、社会全体でどうしていくのか。事象が顕在化してきたときには、その行為について、いじめている側に対して、学校、先生方からアプローチというのはしていただけたらと思うんですけども、その前段階で、例えば、そのお子さんの背景にもしかしたら家庭的に不備があるとか、そういうこともあるかもしれないですし、何らかの心の問題を抱えていらっしゃるかもしれない。そこに、どうアプローチするのかがすごく難しい問題で、しかも社会全体でみんなができることはないんだろうかというふうに、これはずっと考えてきている課題ではあります。いじめに関しても。どちらかという虐待のほうで注目されがちではありますけども、児童相談所もございまして。子ども・福祉部としては、すべての子ども達が、自分の権利をきちんと行使して、最善の利益が得られるように、力を使っていけることを目指していますので、そういった意味で、いじめられている子たちもそうですけど、いじめる側の子ども達、みんないけないことだとはわかっていると思うんですが、それでもそうなるようなところの背景とか、そういったところをどうやってつかんでいけるのかなというところは課題だなと認識はしていて、結論とか答えとかを持ち合わせている

わけではないんですけれども、そのことについては考え続けているような状態です。

(藤原会長)

ありがとうございました。大変重要なお指摘ですよね。子どもの虐待の問題や、いじめの問題。まだ被害を受けている子どもの安全、安心な状態にするということが第一なんですけども、その次にやっぱり、加害の子ども達、加害の親も含めてですね、問題をきちんと解決していくという、そういった働きかけも重要なんですよ。そういった点についてはいかがでしょうか。教育委員会の方は、加害の子どもに対することで何かコメントはありますでしょうか。

(事務局)

中山次長さんには、大変重要なお指摘をいただいたとっておきまして、先ほど会長がおっしゃられたようにですね、被害者を徹底的に守るのが第一だと思うんですね。続いて、やっぱり加害者のことについて、どのように、その加害者にとってよりよい社会人として生きていけるかという力をつけていかなければいけないというふうに思っております。これも、学校は学校で、加害者に対してきちっと指導して、その後いろんなフォロー、継続的な観察なども含めてやっていくというのは、これまでやっていることだと思うんですよ。警察の方から言われたように、被害者の支援と加害者への指導という話もあったと思うんです。今はそういう意味で、いろんな機関・団体がですね、そういうふうな加害者へのアプローチや対応を、なかなか難しいとは思いますが、機関・団体ができることを、加害者に対するアプローチを、模索しながら、うちとしてはこういうようなことができそうじゃないかと。学校は学校でやりますけども。そんなことを、いろいろと機関・団体の方で考えていただいて、それらをまとめて、ひとつのものに、システム化していくのかどうかかわからないですけども、そういうようにしていくのもひとつかなと思いました。

(藤原会長)

今の意見に対して、他の委員さん何かご意見はありますでしょうか。どうしても、いくつかはかなり深い根を持った事例というのはありますよね。虐待でもそうですし、いじめでもそうですし。そういったものについては、学校だけでなく、いろんな関係機関、専門機関に関わることによって解決していかなければならないということなんだと思うのですが。それでは、十分にみなさんのご意見をお伺いできたか自信はないんですけども、時間が相当経過しておりますので、これですべての審議を打ち切らせていただきたいと思います。ただ、昨年までの議論と違って新しい視点がいくつも出てきたと思いますね。一つは、いじめの認知につ

いて、やはり全国的なトレンドから少し離れているということ意識しながら、どんなツールでいじめを認知していくのかということが重要なのではないかと
いうことですね。それから、もう一つは、オレンジリボン、ピンクシャツという
形ですね、2つの子どもの人権におよぶ取組について、何とか共同していけな
いかという方向性が示されたということですね。それと、最後に中山委員さんか
ら指摘された重要なことがらですよね。いじめによって被害を受けた子どもを
守っていくというのは当たり前のことですが、一歩先をやはりこれからは考え
ていくべきであろうという、非常に重要なお意見だと思います。以上のようなま
とめとさせていただいて、今日の協議はこれで終了とさせていただきたいと思
います。それでは、後は事務局の方に進行をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。大変貴重なご意見をいただきましたこと、また、各
委員の所属等での様々な取組についてご紹介いただきました。日頃から、そのよ
うな取組をしていただいていることについて、改めて感謝を申し上げたいと思
います。引き続き各所属において、いじめ予防に係る取組を進めていただけれ
ばというように思っております。また、条例の方には、社会総がかりでというよ
うなことが書かれております。多様な主体がですね、それぞれのところできちん
と役割・責務を果たしていくということが重要なかなとも思っております。県
教育委員会といたしましても、本日いただきましたご意見も踏まえて、今後の施
策等にも生かしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いい
たします。それでは、最後に今後の予定について、ご連絡させていただきます。

2点連絡をさせていただきます。事項書の方に戻って、5. 今後の予定(1)
ですね。三重県いじめ防止サミットということについて、ご連絡をさせていた
だきます。11月9日、土曜日ということでお休みの日になりますけども、子ども
達、県内の小学生、中学生、高校生が集まって、大人も交えてグループ討議をす
るということがあります。このサミットは、強制的に出席してくださいという話
ではないんですけども、委員の皆さんにもご参加いただいて、子ども達が協議し
ている雰囲気を感じ取ってもらうようなことをお願いできればなと思ってお
ります。参加していただく際の旅費については、こちらの方で負担させていただ
こうと思っておりますので、もしご出席いただける場合は、今日お配りした資料の
別紙「サミットへの出席及び旅費事務に係る確認」に書いていただいてご提出い
ただきたいと思っております。強制ではありませんけども、こういう機会をぜひよい機
会だと捉えていただいて、参加をしていただけたらと思っております。2点目は、
2回目の会議については、令和2年の2月を予定しているということで、改めて
委員の皆様には日程調整をさせていただくことになると思っておりますので、よろ
しくお願いいたします。この連絡協議会については、年間2回の開催ということ

ご理解いただければと思います。

それでは、本日の三重県いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。ありがとうございました。お気をつけて、お帰りください。